令和元年

10月農業委員会総会議事録

■日 時	2019年(令和元年) 10月11日(金) 14:30~15:35	反訳:株式会社
■場 所	和泉市コミュニティーセンター4階中集会室	会議録研究所
■出席者	[農業委員] 計(10名)	
(敬称略)	2 井阪 正明 4 山千代重榮	
(議席順)	6 小林 修 7 横田 武 8 久保 安治 9 福本 敏行	10 飯阪 保
	11 辻畑 忠紹 13 辻林 孝幸 14 友田 博文	
	[欠席委員] 計(4名)	
	1 西辻 達佳 3 大谷 康之 5 髙橋 一隆 12 辻井 正昭	
	[事務局] 計(4名)	
	濱田 和宏 西川 秀士 谷上 昇 丸鳩 清乃	
■提出資料	議案書	
■議案	議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請承認について	
	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について	
	議案第3号 農用地利用集積計画の決定について	
	議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について	
	議案第5号 和泉農業振興地域整備計画の変更について	
	報告第1号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認につい	いて
	報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理(こついて
	報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理	こついて

■議事内容

事務局 それでは、ただいまから令和元年10月の農業委員会総会を開催いたします。

では、開会に当たりまして、井阪会長、御挨拶をお願いいたします。

会 長 (時節の挨拶)

まず初めに、出席者数の報告を事務局からお願いいたします。

事務局の西川でございます。

本日の委員会に出席されております委員は10名でございます。

欠席の旨、連絡のありました委員は、5番、髙橋委員、12番、辻井委員でございます。

したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、井阪会長、議事進行、よろしくお願いいたします。

会 長 本日の議事録署名人は、8番、久保安治委員さん、9番、福本敏行委員さん、よろしくお願いをいたします。

(両委員の承諾あり)

それでは、会議に入らせていただきます。

1ページをお開きください。

10月委員会、議事日程、議案第1号から第5号、報告第1号から第3号の順に御審議をいただきます。よろしくお願いをいたします。

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の 用途に転用2件に関する申請を別紙のとおり定めるものとする。

議案第1号、番号1、2については関連がございますので、一括説明をお願いいた します。

事 務 局

事務局の谷上でございます。

議案書3ページ、1番及び2番につきましては関連がございますので、一括して説明させていただきます。

物件の所在地は、春木町で、地目は田、面積は、番号1は1,732平方メートル、番号2は1,457平方メートル、転用目的、申請人、施設物、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模が10ha未満の農地であり、2種農地と判断いたします。

転用目的は露天駐車場で、申請者は、大型商業施設「ららぽーと和泉」に出店している企業3社からの要望を受け、従業員用駐車場70台分の露天駐車場に転用するものです。

続きまして、地区担当の吉川推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地を確認したところ、申請地は大部分が休耕地であり、申請地を転用することにより周辺農地及び水路などへの影響はないと認められる。

申請人に確認したところ、申請書の内容に間違いはなく、転用後速やかに農地を転用し、登記地目を変更するとのこと、以上、調査の結果から許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。

会 長

ただいま説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第1号、番号1、2につきましては、許可やむを得ないものと意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について、農地

を農地以外の用途に転用するため、これらの賃貸借権の設定1件に関する申請を別紙のとおり定めるものとする。

議案第2号、番号1、黒石町の物件について事務局の説明を求めます。

事務局

議案書5ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は、黒石町で、地目は田2筆、面積は、合計2,528平方メートル、転用目的、貸し人、借り人、施設物、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模が10ha未満の農地であり、2種農地と判断いたします。

転用目的は露天資材置場で、借り人は建設業を営む法人であり、事業拡大のため事業所周辺に位置する申請地に賃借権を設定し、露天資材置場に転用するものです。

続きまして、地区担当の小林委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地を確認したところ、申請地は水稲を耕作している農地であり、申請地を転用することにより周辺農地及び水路などへの影響はないと認められる。

貸し人及び借り人に確認したところ、申請の内容に間違いはなく、転用後速やかに 登記地目を変更するとのこと、以上、調査の結果から許可やむを得ないと認めますと の報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。

会 長

ただいまの説明に異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第2号、番号1については、許可やむを得ないものと意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第3号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化 促進法(昭和55年法律第65号)第18条の規定による農用地利用集積計画1件を 別表のとおり定めるものとする。

議案第3号、番号1、仏並町の物件について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

事務局の丸鳩でございます。

議案書7ページ、1番について説明させていただきます。

物件は、仏並町で、地目は田7筆、面積は、合わせて4, 227平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がな

いことを確認しております。

続きまして、地区担当の久保委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、保全管理と野菜栽培されている農地であり、貸し手、借り手に電話にて意思確認をいたしました。借り手は申請地で作物を栽培する予定であります。 申請どおり問題ありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。

会 長

説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第3号、番号1については、このとおり決定することといたします。

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について、租税特別措置 法(昭和32年法律第26号)第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格 者証明願い5件に関する願い出を別表のとおり定めるものとする。

議案第4号、番号1、阪本町、山荘町、番号2、3についても関連がございますので、一括説明をお願いします。

事務局

議案書9ページから10ページ、1番から3番について、関連があることから一括 説明させていただきます。

物件は、阪本町と山荘町で、地目は、田14筆、畑4筆、面積は、合わせて1万6 11平方メートルでございます。

被相続人、相続人、被相続人との関係、相続開始年月日、農地区分については、議 案書記載のとおりとなっております。

また、地区担当髙橋委員、西辻委員と現地調査を行いましたところ、水稲栽培・野菜栽培されており、営農していく意思を確認いたしました。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。

会 長

ることといたします。

事務局の説明が終わりましたが、これにつきまして異議、意見はございませんか。 (異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第4号、番号1、2、3については、このとおり証明す

続きまして、議案第4号、番号4、観音寺町の物件について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案書11ページ、4番について説明させていただきます。

物件は、観音寺町で、地目は田9筆、面積は、合わせて3,586.1平方メートルでございます。

被相続人、相続人、被相続人との関係、相続開始年月日、農地区分については、議 案書記載のとおりとなっております。

また、地区担当大谷委員と現地調査を行いましたところ、水稲栽培・野菜栽培されており、営農していく意思を確認いたしました。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。

会 長

ただいまの説明につきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第4号、番号4については、このとおり証明することといたします。

続きまして、議案第4号、番号5、富秋町の物件について事務局の説明を求めます。

事務局

議案書11ページ、5番について説明させていただきます。

物件は、富秋町一丁目で、地目は田1筆、面積は、1,745平方メートルでございます。

被相続人、相続人、被相続人との関係、相続開始年月日、農地区分については、議 案書記載のとおりとなっております。

また、地区担当杉本推進委員と現地調査を行いましたところ、水稲栽培されており、営農していく意思を確認いたしました。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。

会 長

説明が終わりましたが、これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第4号、番号5につきましては、このとおり証明することといたします。

続きまして、議案第5号 和泉農業振興地域整備計画の変更についてを御審議いた だきますが、これにつきましては農林課からの説明をしていただくことになります。

どうぞお入りください。

(農林課職員入室)

改めまして、議案第5号 和泉農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則(昭和44年9月26日農令第45号)第3条の2の規定に基づき、和泉市長より和泉農業振興地域整備計画の変更について諮問されまし

たので、農業委員会の意見を求めるということで、議案第5号、番号1については農 林課の方の説明をお願いすることになります。

改めましてですが、農地利用最適化推進委員会議の中におきましても承認という形でございまして、特に意見はございませんでした。報告させていただきます。

それでは、どうぞ御説明お願いいたします。

農林課

農林課の竹田でございます。

議案書12ページ、議案第5号 和泉農業振興地域整備計画の変更について御説明申1.上げます。

議案書とともに机上に別途御配付させていただいております農地利用計画変更案の概要及び位置図、航空写真、絵の3枚のクリップ止めの資料もあわせてご覧いただきますようお願いいたします。

それでは、農業振興地域整備計画は、農業振興地域の整備に関する法律に基づきまして市が定めるものでございます。農用地区域や農業生産基盤の整備、開発及び保全に関する事項を定めることとなってございます。

今回、桑原町322番の1の農用地区域につきまして、所有者である黒川勝己氏より、自己が居住するための住宅用地として農用地区域からの除外申請があったことから、和泉農業振興地域整備計画の変更を上程させていただくものでございます。

本件土地明細でございますが、地番は桑原町322番1の1筆でございます。面積は796平方メートル。地目は畑でございます。

ただ、土地面積は登記面積で796平方メートルとなってございますが、本件申し出を行うに当たりまして所有者が土地の実測を行いましたところ606平方メートルであるとの申し出を受けておりまして、このうち除外対象は当該土地の一部、東側の379.89平方メートルでございます。

農用地区域の除外に当たりましては、農業振興地域の整備に関する法律に規定されております、①必要性及び代替性、②周辺農用地区域への影響、③農用地の利用集積への影響、④土地改良施設用地の機能への影響、⑤当該地における土地改良事業の有無の5つの要件を全て満たす必要がございます。

本市におきまして申請に基づき検証を行いました結果、①必要性及び代替性につきましては、自己及び家族が居住するための住宅を建築するに当たりまして、自己が所有する土地は申請地のほか1筆、合わせて2筆でございまして、2筆とも農用地区域内の農地でございますことから、申請人は農用地区域外の他の土地を利用することができず、また、現在の居宅が立地する桑原町165番は借地でございますことから、継続性が見込めない状況にございます。申請者が所有する2筆について検討いたしましたところ、申請地でないもう一筆のほうの土地につきましては土地が集積しております区域内にありまして、農用地区域からの除外は適当でないと考えられますことから、本件申請地のほかに適地はありませんでした。

②周辺農地への影響につきまして、位置図をごらんください、当該申請地は国道 4 80号と市道黒鳥観音寺線の交わる交差点付近に位置しておりまして、農地の端に位 置しておりますことから他の農用地への支障はないものと考えられます。

- ③農用地の利用集積への影響につきましては、周辺認定農業者の農用地利用集積の 意向がないことを確認しております。
- ④土地改良施設用地の機能への影響につきまして、水路等の農業用施設への影響が ないことを排水計画により確認しております。

最後に、⑤当該地における土地改良事業の有無につきましては、本件土地周辺にお いて土地改良事業はございません。

以上、5つの全ての要件を満たしており、本件農用地区域の除外はやむを得ないも のであると判断したものでございます。

以上、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

会 長

ただいま農林課からの説明が終わりましたが、これにつきまして御意見ございませ んか。

どうぞ。

14番

農用地の除外で家を建てるという内容になっている。別に反対はしていないよ、反 対はせえへんけれども、結構やと思うんやで、やってもうたらいいと思うんやけど も、そこでちょっと聞くわな。

こういう農用地というのは、今、和泉市にたくさんあるわけやな、私らのところに かてあるんやけれども、私も農林課からダメやと言われたことも二、三度あるんやけ れども、何でダメやということになってくると、今言うた5つの内容でダメやという ことになっていくんやろうと思うんやけれども、農用地をどこでも、いうたら申請が あれば、普通の農地のように、農地と同じように、同じような条件で家を建てさせて あげればいいん違うんかなというふうに思うんやけれども、何か問題あるかな。

会 長

どうぞ。 農林課の藤里でございます。

農林課

農用地除外に関しましては、農振法という法律ございまして、その中で除外できる 5つの要件というのが示されてございます。

一例を申し上げましたら、まず、農地転用計画が農用地等以外の用途に供すること が必要かつ適当であって、農用地区域外の土地をもって代えることができない。簡単 に言いますと、その場所でしか設置できないという、代替地がない場合は除外も認め られるというような内容でございます。

2つ目に関しましては、農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす おそれがないことということで、要は、農用地が除外することによって周辺農地が、 スプロール化というんですか、虫食い状態になって農地の集団化に影響を及ぼす場合 は農用地は除外できないとされてございます。

3つ目といたしましては、認定農業者などが効率的かつ安定的な農業経営を営むも のに対する利用の集積に影響を及ぼすことという要件ございまして、これは認定農業 者などが要は利用集積とかするに当たって除外されたら影響を及ぼすというようなこ とでございます。

4つ目は、水路や農道といった、土地改良施設といいますが、これらの機能に影響を及ぼすということがございます。ですから、それが立地されて雨水等排水されることによって地域の水路等に影響が及ぼす場合は農用地除外できないという内容となっています。

最後に、国による国庫補助事業が導入されて工事が完了してから8年以上経過していることということが1つの要件になっていますので、逆に言うたら8年たっていない農地に関しては転用できないという、こういった法律の要件がございまして、申請がございましたら我々はこの要件に合致するかどうかというのを検証させていただいて、合致するかどうかというのを判断させていただくというところが一義的でございます。

あわせて、農用地除外と連動いたしまして、農地転用であったりとか、あるいは建築基準法など他法令にも影響出てきますので、これらの法律に基づく許可見込みも必要になりますので、その辺考慮させていただきながら、大阪府の指導も仰ぎながら判断させていただくものでございます。

以上でございます。

会 長

どうぞ。

1 4 番

聞いていたら頭痛うなるほど難しいな。難しいことやと思うけれども。だけど農業振興地域は必ずしもつくったときに問題……いうたら私のところなんかやったら無人防除で農用地になったわけやな、補助金もらうために。そら農協が指導してやった。せやけども、今その無人防除はほとんど廃止してしまってないわけやな。それでも外されへん、農用地を、外してほしいというたかて。それは普通やったら外すべきやと思うんやけれども。つくったときにはそういう格好で農用地に指定して補助金をもらって。ところが今現在やったら農用地になっているさかいにいうてでけへんわけよな。こういう場合はほんだらどうなるねん。

会 長

どうぞ。

農林課

おっしゃるとおりでございまして、我々もよくそういった問題というのは賜っています。特に、社会情勢であったりとか経済情勢が変化するにつれて地域の農林業の形態も変わってくるような状態の中で、この振興整備計画のほうも見直しを進めていくわけなんですが、どうしてもやはりこの計画が市だけで完結するものではなくて、大阪府さんの指導とか意見仰ぐ中で、国としましては一定の農地の確保したいことであったりとか、農用地を次の世代に残していくというようなそういった意見も賜る中で、判断しながら外せるところは外していく、残していくところは残していくというような整理に詰めさせてもらいたいと考える所存でございます。

以上です。

会 長

どうぞ。

1 4 番

いや、そういうふうに聞いてんやのうて。これは、今言うたのは農協が指導したわけやけれども和泉市も指導したやんか、ほんでな。指導したものが全部なくなったわけや。なくなったらゼロに戻すのが普通違うか、こう考えてんやけれども。違うか

な。30年前、40年前に指導して、もうなくなった、10年も15年も前にみんな解散したわけ。解散したらもとに戻るんは普通ちゃうんかな。それを、農林課か知らんで、農業委員会かわからんで、それはわからんけれども、それをそのまま引きずっているわけよ、ずっとな。せやけど、何のためにやったかというたら、農業している者の体の健康のために無人防除がええというて国が指導して全部やってきたわけやわね。やってきて、補助金を入れて指導してやったわけや。ところが役立たへんかったんやけれども、私のところはな。それでお金を払ってやめたわけやけれども、そういうやめたところたくさんあるんや。せやけどもそれは指導でやったものやから、解散したらまたそれは作物を、無人防除を使わへんかったら、解散してんやからゼロに戻すのは普通やろうとこういうふうに思うんやけれども。今の説明やったらそれは時代の流れで、時代の流れちゃうわな。指導してゼロになった、ゼロになったらもとへ戻す、こんな簡単な話やと思うんやけれども。それ、今言うても難しいやろうから考えておいて。

それと、今のところやけれども、これ要件に合っていると言うけれども、要件に合っていないよと言うたらやめるん。自分のところ見ていって要件に合っている、今の5つの内容の中で5つの問題にもなっていると。せやけど周辺の人から見たらよ。隣もうちも建てたいわ。ここは道がそくにあるけれども、隣もやったらできるわな。せやけど、そくないよ、道つながれへんよ。隣のほうが言うてきたら皆可能性は出てくるわな、せやけれども。この辺、ようけ水路あるさかい水路のところへ道を暗渠にしてもうたら何ぼでも入れるから、ほな隣も、ほなうちも家建てますよとできるわな、これ条件。ほかの条件いろいろ言うたけれども、その条件に合わせたらできるということやな。そういうことになるわな。

農林課

はい。

1 4 番 それで間違いないと思うんやけれども、どうですか。

会長 どうぞ。

農林課

農用地につきましては先ほど申し上げました要件というのは一義的にあるんですが、水路であればその地域の水利さんであったりとか農業組合とか実行さんの判断であったりとか農協さんの意見を聞くとか、このような形で農業委員さんの御意見を賜るというようなところで幅広くいろいろ意見聴取させていただく中で、合意形成を得た中で除外させていただこうというものでございます。

会長とうぞ。

1 4 番 ちょっと待ってな。我々は意見言うんちゃうんやろ。意見言うのか。

農林課いえ、我々は。

1 4 番 この農業委員会というのは、これに対して意見言う場か。

農林課 いえ、我々としてそれを御提案させていただくんで、それに対して問題があるかどうかということです。

1 4 番 判断するところや。これを出してきたというのは、ここは何するところや。

農林課としては、農業委員会さんのほうに諮問させていただいていると。

1 4 番 諮問している。

農林課 それに対する答申を頂戴するという。

1 4 番 許可するんやろう、ここは。

農林課 そうですね、諮問と答申。

1 4 番 諮問と答申というんは許可することやろう。

農 林 課 最終的には整備計画が変更になりますので、またこの後、大阪府さんであったりと。

1 4 番 いやいや、ここの農業委員会の。

1 1 番 要は、ここが許可するかしやへんか。

農林課 あ、そうです。非常に重要なところでして。

1 1 番 そやろ。

農林課はい。

1 1 番 そやったらな、今までから見たら、農林課の主導あって、ここの農業委員会の方は ただ話聞くだけやと、今までの経過から見て。すっといっているわけや。ここでアウ トと言われたら、これがとまってしまうんかということです。

農林課 そうですね。極端な話でしたらそういう形になりますので、ですから我々としては 事前に審査いただいて、精査して問題ないだろうというところを諮問させていただい ているということでございます。

以上です。

1 1 番 せやから、今までから見て、ほとんど農林課のほうが主導であって、農業委員会がただ、話もできないでそれだけ通ってしまうだけの話であって、何の権限もないということやね。農業委員会が。権限があるかないかだけ、それ聞いているんです。

農林課 こういった形で諮問させていただいているというところなんで、非常に大きな要は セクションと理解してございます。ここで答申いただかなければ、この除外というの は次に進めていかれないんで。

1 1 番 今、これ問題出していますが、農用地見直しを来年やりますやろ。

農林課はい。

1 1 番 この農用地の見直しは来年やり直すんやろう。

農林課 定期見直しはそういう。

1 1 番 計画しているわけやろう。

農林課はい。

1 1 番 計画しているんやったら、この人らから外したらどうですの、今すぐに許可せんと。来年、黒鳥地区も、黒鳥の委員さん、きょうは来ていないけれども、外してほしい地域があるわけよね。我々の農地が農用地のために農地の価値がなくなっているわけよ。普通の人は農用地でない、市街化区域やったら、すぐに売ったり物貸したりできるわけや、隣だって。そうですよ。ところが農用地になったために、昭和元年か、3年かに決まったために今まで縛られてきたわけや、農用地で。ところが住宅を建てるためにやったらいけますということになったら大変やと思うんです。今、建てたあ

る、古いハウス、皆ハウスですよ。ハウスの人がそれを、我々もその人らももう外してほしいですよ、皆ね。黒鳥の人も。あ、桑原か。桑原の人も外してほしいわけよ。ところが見直しの件、30年来で見直しのときが来ているときやから、そのときにこれの問題も出したらすっといくんちゃいますの。今せんかてね。今したかて1年間早いか遅いかだけのことですよ。それから、我々の地域も外してほしいんです。外している地域もあるからね。その農用地のために農地の価値がなくなっているわけよ、我々。農地のため、農地をつくってそれだけの収益が上がんやったら何も問題ないんですよ。農地をみんな活用してんねんけれども、我々の農用地でもあって、普通の農地のところやったら農地に貸せるわけ、それから調整区域でも転用できるわけ、ところが農用地のために転用できないんです。そうですよ。そういう問題ありますやんか。せやから、今回見直しの時期ですやん、30年たったら見直しの時期や。そのときにこの問題も、今出さんかて、外したらすっといくんちゃいますんか。我々のところも一緒に外してほしいんですよ。どう思いますか。

農林課

整備計画に関しましては、辻畑委員さんおっしゃるように、一筆一筆、こういった形で除外させていただく方法と、5年に1回ずつ、おおむねですね、定期的に政策的に見直していくというところがございまして。今、辻畑委員さんは、来年、その政策的な見直しやから、その際一緒にやったらどうやというような御提案かなと思うんですが、我々といたしましては、この申請者から、居宅を建てるに当たってちょっと外してほしいというような個別の御申請いただいていますので、その申請に基づいて審査させていただいているということを御理解いただきたいなと思います。

1 1 番

それはわかりますんやけれどもね、そういう個別で外していけるんだったら我々の ところも外せるわけやろう。

農林課

要件というのがありますので。

1 1 番

要件やなしに。いうたら、そういう形で外していっているわけや、個別的に実際に。ところが我々のところは農用地のために物すごい縛られているわけ。物建てることもできやへんし、縛られているわけや。そういう地域の人も、それが決まったときには、今、友田委員が言うているように、農協がいったら三十何年前に皆んな集まって、ここを、皆さん、農用地にしてもよろしいですかと市から来て説明受けて、ほんで我々は判ついたわけや。ところが30年たったら前と今とは全然違いますやろう。そのときは農業の振興のためにやりましょうということでやったけれども。そのときにみんな判ついたんやけれども、全然関係のない地域も判ついてあるわけ。面積が足らんために、そのために古い農家も皆貸してあるわけや。みんな協力して、横山地域やったら横山地域の住民さんが農用地をしましょうということで、協力して農用地にしたわけや。これは国の方針やからということで。ところがこういう個別的に実際に外していくんやったら何の意味もない。個別にこないして住宅建てたいからというて外していくんやったら、農用地にした意味がなくなっていくわけよ。それをこの間から何回も言うてんやけれども。農用地を外してくれと言うておるわけ。そういう意味で、桑原地区も、今回せんと、別に取り上げらんと、和泉市全体を上げて農用地にす

る推移と議案をはっきりみんなで決めてもうたらいいんですわ。そういう場も、この 農業委員会というのはそういう権限があると思ってるんですけど、今までからそうい う発言とかは誰もおらんですよ。私は5年前にも言うたんですけれども、5年前に、 整備計画見直しのときに、会議集めてくれと言うたんやけれども誰も集めてくれなか ったですよ。ただ個人に、無人防除にして植林してある地域を外しますかということ で、農協が、市の農林課がチェックして、チェックした分だけ、外しますか、外さへ んということを手紙出したわけや。それで返答返ってきて、返答のない人、出してい ないところは返答ないわね、関係のないところは返答のないはずや。ところがその植 林した地域だけは外したわけや、前回はね。今回もそういう地域の人が要望している んやったら、農用地を全体に考えてもらいたいと思うんです。それは桑原の委員さん も言うていたと思うんですけれども。検討しますということを前に言うてあってんけ れども。きょうは来ていないですけれども。髙橋さん、言うてましたんやけれども ね。

農林課

農用地に関しましては法律に基づいて設定させていただいている中で、僕らの権限でその意見があったら外せるというような仕組みであれば、今、辻畑委員さんおっしゃるような手続というのが可能なわけなんですが、整備計画を変更するというところに関しては、幾つか大阪府を初め協議調整がちょっと必要になってきます。

1 1 番

そらわかっていますんやけれどもね。藤里さんが言うことはわかっているんですけ れども、一般の農家として、これだけ農地を、農業する人がいなくなってきているわ けや、後継者がないと。そして農地を守るときに、農用地があったらこれに縛られて 何もできないですよ。普通の農地やったら、ここに私の農用地あってそばに普通の農 地があったら、普通の人は駐車場にかえたりできるわけよ。ところが農用地のために これが貸せないと。そういうことを考えてね。一遍そういう、国が考えてくれんやっ たら、農地してんやったら農地しているだけのメリットがあれば、農用地するメリッ トがあれば私はどんどん賛同します、ほいで農地守っていきます。ところがメリット がないものを今まで押しつけられてあったら大変ですわね。藤里さん自身が農業やっ てたらどうしますか。農地がいっぱいあるんやけれども、ほかの人は皆農地を貸して 無転用でもやって、やっている人はやっているんですよ。無転用にしたら、農地取得 が、自分らは取得できないわけよ。農地法違反でね。それ農地法違反といって農業委 員会が言うているんですよ。農業委員会がそれの問題をいっこも提案していないわ け、今までは。農地をどうすることも考えていないわけ。農用地を、農地を守ってい くんやったら、農用地にしていくんやったら、それだけのメリットがあったらいいん ですけれども。

農林課

そうですね。

1 1 番

そういうことを市の職員たちも考えてほしいんです。ただ単に決めるだけじゃ脳ないと思うんです。

農林課

そうですね。地域に関してはいろいろ課題もございますので、ちょっと我々の力で はなかなか難しいこともありますので、きょうの御意見等は大阪府等にまたお伝えさ せていただいて、今後のまた市政に、反映できるかどうかは別にして、ちょっと取り 組んでいけたらなと。御意見としては非常にわかります。

13番

農用地全てがあるのに、ここは外せてここは外せへん条件がある、そんな条件もつけられるん違うん。今でも実際、槇尾山へ行く道ができたと、新しい河内の道ができたと。これはその太い道に面しているやないかと、それやのに農用地なのかと、これは他に利用できないのかというようなことは、実際地主は思うわな。ほいで実際貸そうと思ったら、あ、おまえのところ農用地やぞ、ほなこれどうしたらええねん。恐らく農業委員さんに相談もあると思う。そのとき、あ、農用地な、ちょっと難しいぞと。せやけどこういう例を出していったら、俺のは何で認められへんのやと、こらおかしいやないかということを辻畑さんは言うているんやと思うで。ここは認めてここは認めへん、条件的にはえろう変わらへん。和泉中央駅から見たら遠い、近い、それはあるけれども、それをまた必要とする業者もあるというんか、企業もあるわけ。だからそれにマッチするように変えていったるのが本当と違うかということを言うているだけやで。何も市のほうを責めてん違うで。

農林課

あ、いえいえ。

1 3 番

それやったら全てをもっと平等化して見たってほしい。それは山手の人の農業委員の1つの見方や。せやから、どうしても農業経営やっていこうと思うたら、農業だけで所得上げるというのはなかなか至難のわざでね。いろんなことを複合的に農業経営やっていかんと実際後を継がないんですよ。うちでも継がないんで、今度タイ行きますけれどもね、また。結局どんなけしかもうけていないということを見るんですよ。もうけていても、そこまで苦労してもうけるんかい。せやから農業を見ていて嫌になって、かなりの売り上げあっても、そこまで努力せんなあかんのかというのが実際の問題。若いときはできても、歳いったらできない。ほったらその農地をどう生かすかと考えるのがやっぱり農家を持っている者の宿命で、それをもって全てを、市街化区域やないけれども、宅地にしてしまったら次の相続のとき必ずとられるんですわ、国に。それもわかっているわけやけれども、実際それを継続するにはやっぱりそういうふうなことしていかんと今は回れないというのが実情で、農業委員さん、みんないろいろ工夫しはって頑張ってんやけれども、大分限度が来ているんちゃうかな、お互いに。うん、そういうこと。

農林課

ありがとうございます。

会 長 どうぞ。

1 1 퐡

この写真で見ますと、この白いところに建物建ってんの、これ何の建物ですか。ハウスですか。

農林課

写真に写っていますのは、ちょっと古い航空写真になりますので、ビニールハウスがもともと建っていたんですが、今現状、通るとハウスは建っていなくて、土地の右下に古い農小屋、かなり古いんですけれども、が建っているのみでございまして、航空写真撮影当時はビニールハウスが建っておったものやとは思うんですが、今はない状態でございます。

1 1 番

そしたらビニールハウス建っているときは補助をもうてやったってことやね。

農林課

補助ではなかったと。独自で。

1 1 番

隣もずっとハウス建っているわね。同じようにしてハウスで、桑原地区とかみんな 補助もうてやってあったん違うか。

農林課

桑原地区はパイプハウスが主流でございまして、余り補助を求めてされているというところは、昔はあったんかもわからないんですけれども、この10年はほぼない状況です。

10番

よろしいですか。いや、非常に難しい話になってきたんですけれども。僕自身も農業委員になりながら、会長さんがね、言われて、農業用地をふやせふやせという話、農業用地をふやしたら農家はどんどんうれしい話かどうかという部分。僕も今、農業用地をいかにもうけたろうと思うて結構苦労しておるんですけれども、努力不足でそこまで至らんで出す分が多いと。ならば、今話が出ておるのを聞くと非常に、ぼくらのほうも集団的にやった40haの土地がありますので、そこらの辺の線引きとかそういうものも含めて農業委員会が提案をするか、いろいろニュース見ておったら農業委員会がこんなこともありますよとかいろいろ言うていますよね、それらも含めてやっぱり和泉市らしいあの大きな事業をしたわけですから、いい話が出るようにまた農林課のほうも、いろいろ援助はしてもらっていますけれども、まだもうけ倒しておるというところまで、ベンツに乗れる農業家になれというて僕みんなに言うてあの工事を進めた者としては、まだベンツじゃなくて三輪車ぐらいしかよう乗らんので、何とかお願いしたいと。この点で俺一言も言えへんだら、あいつすねておんなとなりますので、ちょっとだけ言わせてもらいました。

農林課

ありがとうございます。

会 長

どうですか。

1 1 番

この問題でね、私、何も反対しているわけじゃないんやけれども、結局うちらの地域でも農用地で住宅建てたい人いるんですね。今回は時間が迫っているからね。桑原の髙橋さんも言うておったように、検討しますわと言うてはったんやから、今回も同じ桑原地区で出てんやから、ぐるりも髙橋さんのハウスもあると思いますけれども、せやから桑原地区も全体で考えていると思うんですよ。農用地が問題になってんのは横山地区と桑原地区だけなんですよね。

9 番

せやから、今回の話のいい話を内訳してもうたら、あとは我々もそれに乗せてもう て前向きに話しさせてもうたらいいんじゃないですか。前段で先、そういうような話 をしてもうたら、あとの話もまた食いつきやすいんじゃない。あれを放っておった ら、いつまでたっても我々も放っておかれるよという。

1 4 番

大体わかってくれたやろう、農林課の皆さん。

農林課

はい、わかりました。

1 4 番

そういうものがあるねん。自分がさっき言うたな、これを持ち帰って大阪府へ話し します、伝えます、それやったらあかんねん。和泉市の農林課で検討して、農用地整 備、何やったかな。

農林課

計画です。

1 4 番

整備計画。

農林課

はい。

1 4 番

ここへ来て皆さんに説明して、農用地計画はここにはこうなっていますと、今、情報がそういうふうに強いんや、当たり前やないかと俺らかて思うんやで。

農林課

そうですね、はい。

1 4 番

そういう意味で和泉市の整備計画を変更したらええ。で、意見を出したらええねん、和泉市はこうや。大阪府がどう思うても構へんがな、和泉市はこうやと意見を出すと、そういうふうに、課長な、していかないと。あなたが言う、出しますわ、聞きますわ、それだけやったらあかん。それだけじゃいつまでたっても同じこと。和泉市はそういう指導してきたという責任の上でちゃんと方向をつくって、ここへ早くそういう整備計画の内容を説明に来て、今後どうしますという回答をせないかん。わかりましたか。

農林課

はい。

1 4 番

そういうことで終わっておくわ。モノ言うたらあかんで。

農林課

おっしゃるとおりで、ちょうど来年が整備計画の見直しになっていますので、いろいろ御意見頂戴しましたんでその辺も、ちょっとコンサルタントも入っていますので調整しながら、ある場面来たらまた内容の確認をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

1 4 番

いや、ちょっと待って。内容確認ちゃうねん。ちゃんと自分ところでこういうのを 1回説明に来て、どうですかとみんなに投げかけて……

農林課

あ、そうですね、御提案。

1 4 番

これをどかしてほしいというたら、わかりましたというてここから省いたらええねや。それを大阪府へ出すと。出したら、あかんかったら、ここの委員長が大阪府に行って、何でやねん言うたる、そこまで皆努力せなあかん。わかりましたか。終わります。

農林課

ありがとうございます。

会 長

どうもありがとうございます。いろいろ貴重な御意見を賜りまして、ありがとうご ざいます。

農林課のほうも真摯に受けとめていただいてですね。今回のんが諮問ということになると私も勉強してきた、意見を尋ね求めるということで、意見としては、こういうふうに近郊農村で生きていくというときには、農地も資産として条件が整えば有効活用することが使命じゃないかと。農地ばかりみてということじゃなくてというようなことも主張されているかと思うんです。いろいろこのごろ取り上げているのにアンケートの問題もございますし、特にきょうは地元の髙橋委員さんが御出席でないので、地元の方がどうなのかというようなこともちょっとわかりにくいかなと思いますので、今日のところは、計画変更についてはこのような意見があって、もうちょっとわ

かりやすく、全体の人がわかるような意見でもう一遍出してほしいと、この問題がOかどうかというんじゃなしに、全体的にどうなのかなということをおっしゃっているんかなと思うんです。

事 務 局

求めてもうてるけれど。

会 長

うん。求めてもうてるけれども、この分についてどうなんかということを決めらな あかんの、本当は。

事務局

これに対して。

会長 これに対して。

事 務 局

諮問があるんで、一応意見を付さなあかん。だから、だめかいけるかというのをはっきり言わないとだめです。

要はこれを賛成か反対か先に決とったほうがええんちゃうん。

事務局

答申を求めているんで。

会 長

賛成かどうか。

事 務 局

この件に関して、全体的なことは今意見として出たんで。

答申もらわないと、次にいかれないんです。

だめでしたら来月にまた送られるんで、ずっと続きます。

会 長

同じことがね。

事務局

ずっと続くんで。で、個人が待ってはるんで必ず返さないかん。

今、反対はしていないけれどもという御意見頂戴しています。

反対はされていないんで、皆様。だから、これは意見をやむを得ないということで 返すという形で。

会 長

はい。

意見を頂戴したところでございますが、今後の問題と、今、私たちが農業委員会に諮問をされているという形の中で答申をせないかんというのんが5号議案というふうになるわけでございますが、この件については賛成かどうかということで決めてもらわないかんものか、あるいは、先ほどから御意見いただいていることが〇出てくるというようなことになると、大分また向こうの話になってくるかとは思うんですけれども。

会 長

第5号につきましては、市長より農業振興地域整備計画の変更について諮問されたので、農業委員としての意見を求めるということなので、この件につきましては賛成かどうかという意思表示をしていただこうかなと思います。全体的に御意見いただいたことは農林課の方も受けとめていただいて、後の課題としてまたお取り組みをいただきたいと、かように思うところでございます。それでよろしゅうございますか。

(異議なしの声)

この件については、計画の変更については、変更やむを得ないものと思われる方の 挙手をお願いいたします。

ありがとうございます。

賛成多数という形の中で、この件については変更やむを得ないものと答申させていただきます。これでよろしゅうございますか。

続きまして、報告に入ります。

報告第1号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認について、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第70条の6第1項の規定の適用を受けた特例農地の利用状況1件について、別表のとおり確認するものとする。

15ページを御参照ください。

続きまして、報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理 について、農地を農地以外の用途に転用1件を専決により受理したので報告する。

17ページを御参照ください。

続きまして、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理 について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転2件を専決に より受理したので報告する。

19ページを御参照ください。

以上で、本日予定されました議事は終了いたしました。